

ヲ呼テ、然バ硯ト紙ト取テ持來ト云ヘバ、侍取テ持來タリ、守其レヲ清廉ニ指取セテ、可成キ物ノ員ハ既ニ五百七十餘石也、其レヲ七十餘石ハ家ニ返テ、竿ヲ置テ吉ク計ヘテ可成キ也、五百石ニ至テ憊ニ下文ヲ成セ、其ノ下文ヲバ伊賀ノ國ノ納所ニ可成キニ非、此ク許ノ心ニテハ虛下文モゾ爲ル、然レバ大和國ノ宇陀ノ郡ノ家ニ有ル稻米ヲ可下キ也、其ノ下文ヲ不書ズバ、亦有ツル様ニ猫ヲ放チ入レテ輔公ハ出ナム、然テ壺屋ノ遣戸ヲ外ヨリ封結ニ籠テ出ナムト云ヘバ、清廉只我ガ君我ガ君、然テハ清廉ハ暫クモ生テハ候ヒナムヤト云テ、手ヲ摺テ宇陀ノ郡ノ家ニ有ル稻米粃三種ノ物ヲ五百ガ方ニ下文ヲ書テ守ニ取ラセツ、其ノ時ニ守下文ヲ取ツレバ清廉ヲ出シツ、下文ヲバ郎等ニ持セテ、清廉ヲ具シテ宇陀ノ郡ノ家ニ遣テ、下文ノマ、ニ悉ク下セテ憊ニナム取テケル、然レバ清廉ガ猫ニ恐ルヲ嗚呼ノ事ト見ツレドモ、大和ノ守輔公ノ朝臣ノ爲ニハ、極メタル要事ニテナム有ケルトゾ、其ノ時ノ人云、繚テ、世舉テ咲合ヘリトナム語り傳ヘタルトヤ、

〔枕草子〕心ゆくもの

猫はうへのかきりくろくて、ことはみなまろからん、

〔枕草子〕<sup>五</sup>なまめかしきもの

夏のもかうのあざやかなる、すのとかうらんのわたりに、いとおかしげなるねこのあかきくびつなに、白きふだつきて、いかりのをくひつきてひきありくもなまめひたり、

〔ねこのさうし〕まづけうちやう七年八月中旬に、洛中にねこのつなをときて、はなち給ふべき御さたあり、ひとしく御奉行より一でうの辻にたかふだを御たて有、其おもてにいはいく、  
一 洛中ねこのつなをときはなちがひにすべき事、  
一 同猫うりかひ停止の事